議会のしくみ

議会の役割

区議会とは

荒川区の区民生活をより良いものにしていくには、区民全員参加で考え、話し合い、決めたことを自分たちの手で実行していくことが理想です。しかし、区民全員が集まって話し合いをするのは難しいことです。

そこで、選挙権のある満25歳以上の区民の中から選挙で選ばれた区議会議員が、区民の代表として区の重要な事柄を慎重に審議し、どのように対処していくかを決定しています。この区議会議員で構成された機関を区議会といいます。

区議会と区長

区議会は、区民生活に関わる重要なことを決定することから議決機関と呼ばれ、区長は、区議会で決めたことに基づき、実際の区政を進めていくことから執行機関と呼ばれています。

区議会と区長は、直接区民から選ばれており、対等な関係にあります。また、両者はそれぞれ独立した権限を持ち、互いのけん制と均衡により、チェック・アンド・バランスを図って、豊かな区民生活の実現に努めます。

区議会議員の任期と定数

現在の荒川区議会議員の任期は、平成27年5月1日から平成31年4月30日までの4年間です。また、議員の定数は、条例により32人としています。

議長と副議長

議長・副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、区議会の代表として、会議を円滑に進行し、本会議の開会、閉会の宣言や議会に関する事務処理をします。また、対外的に意思表示をするときも議長名で行います。

副議長は、議長が不在のときに議長の代わりを務めます。

議　場

議会の仕事

議決

議決とは、区長や議員から提出された議案などを審議して、区議会の意思を決定することです。議決は、区議会の重要な仕事です。

議会で議決する事項は、法律及び条例で定められており、その主なものは、次のとおりです。

○条例を制定、改正、廃止すること。
○予算を定めること。
○決算を認定すること。
○区の税金、使用料、手数料などに関すること。
○予定価格1億8千万円以上の工事や、物をつくる契約を締結すること。
○不動産を信託すること。
○予定価格2千万円以上の財産の取得や処分をすること（土地は、5千平方メートル以上）。
○負担付きの寄附や贈与を受けること。
○法律や政令または条例で定めていることを除いて、区の権利を放棄すること。
○重要な公の施設を長期間、独占的に利用させること。
○区が訴えをしたり、和解などしたりすること。
○損害賠償の額を定めること。
○副区長、監査委員の選任や、教育委員の任命に同意するかどうかを決めること。
○基本構想及び基本計画に関すること。

意見書・要望書の提出

区民の暮らしに関することでも、それが国や東京都の仕事である場合、区の力だけでは解決できないことがあります。

このようなとき、区議会は、関係機関に対して問題の改善を求め、意見書や要望書を提出します。

請願・陳情の審査

請願・陳情は、区民の声を直接区議会に伝える制度です。提出された請願・陳情は、慎重に審査を行います。

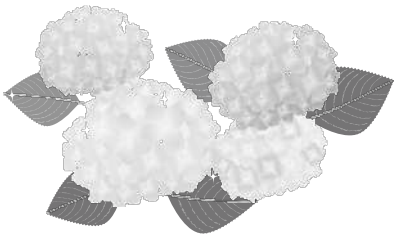

請願・陳情について

請願・陳情の取り扱い

荒川区議会では、請願も陳情も原則として同じ取り扱いをしています。請願は、区議会議員の紹介が必要ですが、陳情は、議員の紹介は必要ありません。

提出方法

○提出できる人
どなたでも提出できます。

○提出時期
いつでも提出できます。

○請願（陳情）書の書き方
次の事項を必ず書いてください。
①題名
「○○の促進を求める請願（陳情）」のように、「何をどうしてほしい」という表現にしてください。
②紹介議員の署名（陳情書の場合は不要）
③請願（陳情）の趣旨
要旨を明瞭・簡潔に書いてください。
④請願（陳情）の理由
請願（陳情）を提出するに至った経緯と目的を詳しく書いてください。
⑤提出年月日
⑥請願（陳情）者の住所・氏名・押印・電話番号
請願（陳情）者が複数いる場合は、代表者を定め、代表者の横に署名者数を記載してください。その際、署名簿を作成し、一緒に提出してください。なお、請願（陳情）のために来庁された際は、記載内容の確認をしますが、誤記等があった場合、訂正印（代表者印）の押印をお願いしますので、印鑑をお持ちください。
⑦あて先（荒川区議会議長）
なお、郵送または代理人が提出した陳情（陳情者が心身等の障がいのため提出できない場合を除く）や私人間の紛争に関する陳情などは審査されず、参考配付のみとなる場合があります。詳しくは議会事務局までお問い合わせください。内線3614

請願・陳情の審査の流れ

提出された請願・陳情の審査は、本会議で、関係する委員会に付託されます（※付託とは、審査を委ねることです）。委員会で審査された結果、結論が出た請願・陳情は、本会議で議決を行います。

請願・陳情の内容について、議会として賛成できるものは「採択」、趣旨には賛成できるが、当分の間、具体的な実現は難しいと考えられるものは「趣旨採択」、賛成できないものは「不採択」とします。

賛成した内容は、区の仕事に活かすよう執行機関に伝えます。内容が、国や東京都の仕事である場合は、意見書や要望書を出すこともあります。議決の結果は、請願・陳情者の代表の方にお知らせしています。

請願・陳情の提出
↓
本会議で委員会に付託
↓
委員会で審査
↓
本会議で議決
（採択・趣旨採択・不採択）
↓
議決結果の通知

請願（陳情）書　書式（例）

○○の促進を求める請願（陳情）
紹介議員　議員名○○○○
（陳情書には不要）
趣旨・・・